

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

磐田市

2 構造改革特別区域の名称

安心・安全の給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

磐田市の区域の一部（竜洋地区）

4 構造改革特別区域の特性

磐田市は、平成 17 年 4 月 1 日に旧磐田市、旧福田町、旧竜洋町、旧豊田町、旧豊岡村の 1 市 3 町 1 村が合併して誕生した。静岡県西部の天竜川東岸に広がる地域であり、遠州灘に面し、東海道のほぼ中央地点に位置し、交通の要所として発展してきたため、東西方向の交通体系に恵まれている。

東西 11.5 km、南北 27.1 km、総面積 164.08 km²、人口 170,548 人(平成 27 年 3 月末 現在)の市であり、海、山、川などの豊かな自然と古い歴史、高い文化にはぐくまれ、県内有数の工業都市としても発展を続けている。

近年では、J リーグ ジュビロ磐田の本拠地であるとともに、全日本高等学校女子サッカー選手権大会が継続開催されるなど、女子サッカーの「聖地」としても有名である。

また、東名高速道路「遠州豊田パーキングエリア」周辺の区画整理事業において、工業立地が進む一方、大型ショッピングセンターが進出した。

本市においては、人口数、世帯数ともに年々増加しているが、近年は、少子化・核家族化の傾向を受け、1 世帯あたりの人数は減少している。

現在、市内には、22 園の認可保育所（市立保育所 8 園、私立保育所 14 園）、4 園の認定こども園（市立こども園 3 園、私立こども園 1 園）があり、平成 27 年 4 月 1 日現在、3,068 人(市立保育所 1,173 人、私立保育所 1,895 人)の乳幼児が在園している。ライフスタイルの変化や核家族化による保護者の多様化するニーズに対応するために、通常保育のほか、延長保育、病後児保育、障害児保育、乳児保育、一時預かり保育事業などの充実を図っている。年々、3 歳未満児を主として保育需要が高まる中、「定員増」や「保育所の新設」等、保育需要に対応してきたが、今後も、更にきめ細かな保育・子育て支援の施策が求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

少子化、核家族化の進行や女性の社会進出、また社会情勢の悪化に伴う夫婦共働き世帯の増加等様々な変化の中で、子育て支援や保育に対するニーズが、年々増加する

とともに多様化してきている。子育てと仕事の両立を支援し、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境を作るためには、保育所におけるサービスの向上、保育内容の充実を図るとともに、就労中の保護者が安心して子どもを育てられる環境づくりは重要な課題である。

また、様々な子育て支援サービスを充実させるために市立保育所運営の合理化を図り、財源を有効かつ効果的に活用する必要があり、給食提供業務についても同様であると考えられる。

現在、磐田市竜洋地区には、竜洋西保育園、竜洋東保育園、竜洋北保育園と、市立保育園が3園あるが、竜洋東保育園、竜洋北保育園の2園における給食調理業務については同一の民間業者に委託し、調理はそれぞれの保育園調理室において行っている。

一方、竜洋西保育園の給食は、3歳以上児については隣接する磐田市立竜洋西小学校、3歳未満児については、特区を受け、竜洋東保育園で調理した給食を竜洋西保育園へ搬入している。

これは、竜洋西保育園の調理施設のスペースが不十分であるのと、建築年が昭和46年5月と古く老朽化が進んでいるため、食物アレルギーを持つ園児への除去食等の多様化するニーズへのきめ細かな対応が困難な状況となっているためである。

竜洋西保育園の給食の課題として、3歳以上児の給食が竜洋西小学校で調理しているため、献立が他の保育園と異なることやきめ細やかなアレルギー対応が難しいことがあった。

平成27年度末をもって、現給食調理委託業者の委託期間が満了することに伴い、プロポーザル方式による業者選定の結果、現在の業者から変更となり、磐田市立福田こども園(隣接する福田地区)の給食調理委託をしている業者と同一業者が選定された。竜洋西保育園の3歳以上児及び3歳未満児の給食を平成28年度から福田こども園で調理・配送することにより現在の課題が解決できるため、搬入元を変更したいと考える。

また、保育園、市、委託業者との連携により、きめ細かな食物アレルギー対応、一元化した栄養管理など児童の発育に応じた給食の提供が期待できる。さらに、積極的に地元食材を活用し、地産地消への理解を深め地域の活性化にもつながる。

6 構造改革特別区域計画の目標

磐田市立竜洋西保育園の3歳未満児への給食について、近隣の磐田市立福田こども園で調理したものを外部搬入する。この事業を実施するにあたり、以下のとおり目標を設定する。

- ① 安全かつ質の高い給食を安定的に提供する。
- ② 児童の発育・発達段階や、食物アレルギーを持つ児童へのきめ細かい対応をする。
- ③ 竜洋地区の市立保育園3園の給食業務を同一業者に委託し、食材の一括購入などにより効率的な給食提供を行う。
- ④ 地元食材を活用することで、乳幼児期から地元の食材に親しむ機会を増やし、保護者も含めて、地産地消への理解を深めるとともに促進を図り、地域の活性化へとつなげる。

- ⑤ 運営の合理化により節減される経費を活用し、年々増加・多様化する子育て支援ニーズに対応し、保育サービスの一層の充実を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 委託業者が一括して食材等を購入し、調理することで、節減された財源により多様なニーズに対応する保育所の運営を実現する。
- ② 保育所、市管理栄養士、委託先担当者、委託先栄養士と連携し、アレルギー対応等の細かい配慮を行うことにより、保護者が安心して子どもを預けられる子育て環境を整え、仕事と子育ての両立支援に資する。
- ③ 乳幼児期から地元食材を使った給食に親しむことにより、地産地消への理解を深める。

8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(子育て支援事業)

保育所の効率化・合理化を推進し、財源を確保することで、養育者のニーズに対応した保育環境の整備、保育サービスの充実を図る。

(食育推進事業)

地域の特産物や農産物を取り入れた献立を作成し、地産地消への理解を深めるとともに、地域生産物の消費拡大を図る。

(食育推進計画について)

平成25年3月に策定された「第2次磐田市食育推進計画」に基づいて安全な給食提供に努める。

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

磐田市立竜洋西保育園

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

平成23年4月1日

4 特定事業の内容

竜洋西保育園の3歳未満児の給食について、近隣の福田こども園で調理したものを搬入する外部搬入方式とする。

搬入元の福田こども園から、搬出先の竜洋西保育園までの移動所要時間は、20分程度である。

5 当該規制の特例措置の内容

① 市立保育所における給食の外部搬入の実施にあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について（平成20年4月1日付雇児発第0401002号）」における留意事項を遵守する。

搬入元で調理を行う福田こども園は、平成27年4月に新設した磐田市立幼保連携型認定こども園（定員300名）であり、充実した設備を整えた施設で、園児の発育に応じたきめ細かな対応が可能である。また、搬入先である竜洋西保育園についても加熱、保存、配膳等に必要なスペースを有している。

【調理室の状況】

福田こども園（磐田市福田中島55番地）（搬入元 平成27年4月竣工）

調理室面積	244.99 m ²
設備	別紙機器表のとおり
調理能力	500食
職員配置	・栄養士 3名 ・調理師 2名 ・調理補助 5名

竜洋西保育園（搬入先 昭和46年5月竣工）

調理室面積	28.80 m ²
設 備	ガステーブル1(2口)、冷蔵庫2、冷凍庫2、食器保管庫1、ガスブロン1 配膳棚1、配膳台1、スチームレンジ1、電気消毒器1、シンク2、手洗い場1
調理能力	54食
職員配置	調理師2名

施設名	調理室 面 積	加熱設備	保存設備		配膳設備	
		ガステーブル	冷蔵庫	冷凍庫	配膳台	食器保管庫
福田こども園 (搬入元、調理) 平成27年4月竣工	244.99 m ²	7口	3台	4台	17台	3台
竜洋西保育園 (搬入先) 昭和46年5月竣工	28.80 m ²	2口	2台	2台	1台	1台

【配送計画】

福田こども園（搬入元） 10:00 調理完了
 ↓
 福田こども園 10:10 出発（昼食搬出）
 ↓
 竜洋西保育園（搬入先） 10:30 到着
 ↓
 竜洋西保育園 11:20 クラス別に配膳完了
 ↓
 竜洋西保育園 11:25 給食開始
 ↓
 竜洋西保育園 13:00 出発（昼食食器搬出）
 ↓
 福田こども園 13:20 到着
 ↓
 福田こども園 14:10 出発（おやつ搬出）
 ↓
 竜洋西保育園 14:30 到着
 ↓
 竜洋西保育園 14:45 クラス別に配膳完了

↓		
竜洋西保育園	15:00	おやつ開始
↓		
竜洋西保育園	15:30	出発（昼食食器搬出）
↓		
福田こども園	15:50	到着

- ② 給食の内容は、保育園長・市管理栄養士、委託先担当者、委託先栄養士による給食会議を月1回開催し、検証する。

食物アレルギーのある園児への対応については、保護者からの情報をもとに園長、担任保育士、委託先栄養士が協議し、食事量の調整や代替食等の対応をする。また、体調不良児については、柔らかくし、きざみ食にするなど柔軟に対応する。回数や時期については、従来から保育園で行われている給食と同様に午前のおやつ1回、昼食、午後のおやつ1回の形態とする。

- ③ 外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日付指第14号）」及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付児発第86号）」を遵守する。

搬入元の福田こども園から、搬入先の竜洋西保育園までの移動時間は、20分程度であるため、調理方式は、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供するクックサーブ方式で実施する。保温が可能な食缶に入れて運搬するため、搬出先での再加熱は行わない。

給食の運搬は、委託業者が行う。温度管理が可能な給食運搬車で行き、食缶に取り分けた給食を運搬する。竜洋西保育園到着後、委託業者の管理栄養士がクラス別に指定の棚に食缶を置き、各クラスの担任が配膳を行う。また、アレルギー対応児には、管理栄養士が直接盛り付け等確認を行う。食缶は使用后、福田こども園にて洗浄し、消毒保管庫で保管を行う。

衛生基準については、業務内容とともに、保健・衛生面、栄養面について保健所による助言・指導・相談等に従い適正な運用に努める。

- ④ 必要な栄養素量を給与するため、給食会議により検証した献立を提供する。

また、毎月献立表を保護者に配布し献立に対する保護者の要望等の聴取に努める。特に食物アレルギー児に対しては、保護者に献立表について確認後に、担任や栄養士と協議の上、給食提供を行う。食材についても地元食材や保育園で収穫された野菜を積極的に取り入れるなど地産地消への取り組みに努める。

- ⑤ 各保育園では、平成25年3月に策定された「第2次磐田市食育推進計画」に基づいて安全な給食提供に努める。また、年間保育計画に沿って個々の心身の発育状況

を把握し、スプーンやはしの使い方、食事マナーなど段階に応じた対応を実施している。

さらに、旬の食材を生かすことはもとより、地域の特産物を取り入れたり栽培収穫体験を通し、子どもや保護者への理解を深める。